

# デジタル共創拠点構想策定支援等業務仕様書

(案)

真庭市総合政策部

総合政策課

## 1. 本書の位置づけ

デジタル共創拠点構想策定支援等業務(以下「本件業務」という。)では、公募型プロポーザル方式により委託業者の選定を予定している。本書は、これに向けた委託業務の仕様を定めるものである。

## 2. 業務名

デジタル共創拠点構想策定支援等業務

## 3. 背景・目的

真庭市では、地域課題の解決と住民の QOL 向上を目的に、地域通貨「まにこいん」を核としたスーパーアプリ「まにあぶり」を構築し、生活利便性の向上を図ってきた。本業務では、地域の多様な主体が連携し、デジタル技術を活用して課題解決と価値創造を図る「デジタル共創拠点構想」の策定と、スーパーアプリ「まにあぶり」の都市 OS としての利活用による行政・産業・福祉等の高度化及び自走化する運営体制に向けた調査研究、さらにデジタルディバイド対策における e スポーツの活用可能性の調査研究を一体的に行うことを目的とする。

## 4. 業務場所

真庭市久世ほか地内

## 5. 委託期間

契約締結日から令和8年3月18日まで

## 6. 委託金額上限

21,000,000 円(消費税・地方消費税を含む)

## 7. 業務の実施

- (1) 本件業務を受託した者(以下、受託者という。)は、本仕様書及び別途提出する企画提案書の内容に基づき本件業務を実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、本市及び受託者の双方が誠意をもって協議し、対処すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置を行い業務の推進に努めること。
- (5) 受託者は、業務の実施にあたり、業務に関連する最新の情報を収集し、業務への反映に務めるものとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (6) 受託者は、業務遂行上で関係機関・団体、事業者、地域住民等利害関係者(以下「ステークホルダー」という。)と折衝を行う場合は、誠意を持ってこれにあたり、紛争を起こしてはならない。
- (7) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (8) 本市は、受託者に対し、必要と認められる場合に本件業務の進捗状況等について調査し、または報告を求めることができるものとする。この場合、受託者は指示に従い誠実に対応しなければならない。
- (9) 受託者は、打合せ及び協議の都度、議事録を作成し、本市に提出するものとする。
- (10) 本件業務の遂行上必要になる資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在、本市が所有し業務に利用出来る資料は貸与する。この場合、貸与を受けた資料についてはリストを作成のうえ、本市に提出し業務完了と共に返納するものとする。
- (11) 受託者は、本件業務で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、提供を行ってはならない。なお、本契約終了後においても同様とする。
- (12) 受託者は、本件業務を履行するために個人情報を取り扱う場合は、真庭市個人情報保護条例(平成17年真庭市条例第12号)を遵守しなければならない。
- (13) 受託者は、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本件業務の一部について、本市が認める場合はこの限りではない。この場合は、予め本市に書面により報告し本市の承認を得ること。
- (14) 本件業務の遂行に係る受託者の人件費、出張旅費、諸手当、本市との打ち合わせなど各種会議等で使用する印刷物の作成、成果品の納品に係る消耗品(電子媒体等、印刷物作成等に要する用紙等を含む。)、連絡調整に必要となる電話、郵便等通信運搬費等については、全て契約金額に含まれるものとする。上記に定めのない事項が

発生した場合の費用については、別途協議を行う。

- (15) 受託者が、本件業務の実施に際し、本市又は第三者に損害を与えた場合は、本市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応し、直ちにその損害を賠償しなければならない。
- (16) 業務効率化の観点から、打合せ等の実施にあたっては WEB 会議システム等を活用した遠隔地コミュニケーション手段を積極的に取り入れ、工夫して業務の推進に努めるものとする。

## 8. 主任技術者の要件

- (1) 本件業務における主任技術者は、次の要件を備えた者を選任すること。
- (2) 主任技術者は、都市 OS 利活用に関して、豊富な専門知識を有すること。
- (3) 主任技術者は、長期的な視点に立った解析・分析能力及び応用力を有すること。
- (4) 主任技術者は、折衝・調整(コーディネート)能力及び合意形成力に優れていること。
- (5) 主任技術者は、情報収集・活用能力・地域特性への理解等に優れていること。

## 9. 業務内容

### (1) デジタル共創拠点(機能)構想の策定支援

本業務では、真庭市が推進する dX 戦略計画の実現に向け、地域課題の解決や価値共創を図るための「デジタル共創拠点構想」を策定する。構想では、特に『まにこいん・まにあぷり』の活用を軸に、以下の内容を網羅すること。

- 真庭市 dX 戦略における「地域の現状」と将来の「あるべき姿」の整理
- 「あるべき姿」と「現状」とのギャップ分析(地域課題の抽出)
- デジタル共創拠点の構築に資する国内外の先進事例の調査・整理
- 拠点の構築に必要な施設、機能、人材等の要件整理
- 旧真庭高校久世校地跡地等の既存施設を活用した構築方策の検討
- 拠点が担うべき機能、運営体制、関係団体との連携方針、および実現に向けたロードマップの提示

### (2) 『まにこいん・まにあぷり』を軸とした都市 OS の利活用に関する調査研究

構想の実現を支えるデジタル基盤として、都市 OS である『まにこいん・まにあぷり』の機能拡充と活用可能性を探る調査研究を行う。主な調査項目は以下のとおりとする。

- 官民を問わず市内外の団体が保有するオープンデータ等の活用・連携可能性に

#### 関する実態調査

- 関係団体へのヒアリングによる、情報連携やサービス統合の可能性調査
- 情報連携が可能な分野の特定と、それに必要な機能・制度・体制等の整理
- 情報連携の実現に必要な施策の検討および提案
- 上記を踏まえたユースケース(活用事例)の提示

※提示にあたっては、『まにあがり』開発事業者と協議のうえ、実装方法や必要コストについても検討を行うこと

- 『まにこいん・まにあがり』の持続可能な運用に向けた運営体制の在り方の検討・提案

### (3) e スポーツを活用したデジタルデバインド対策の実証

地域におけるデジタルデバインドの解消と多世代交流の促進を目的として、e スポーツを活用したプログラムの実施と検証を行う。

- e スポーツプログラムの実施による若年層と高齢者の交流促進
- 『まにあがり』との連携・活用可能性の検証
- 実施プログラムの効果評価と、継続的な取組として定着させるために必要な施策の提案

## 10. 提出物・成果物

受託者は業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、本市の承認を受けなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 計画書・工程表
- (3) 選任届
- (4) 議事録
- (5) 業務完了届
- (6) 業務報告書
  - デジタル共創拠点構想(素案)報告書
  - 「まにこいん・まにあがり」都市 OS の利活用調査報告書
  - e スポーツを活用したデジタルデバインド対策実施報告書
  - 中間報告資料、最終報告資料(PPT 形式)

## 11. 成果品の審査

受託者は業務完了時に本市の審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示さ

れたものについては訂正しなければならない。

## 12. 引き渡し

成果品の審査に合格後、成果品を一式納品し業務完了とする。

## 13. 成果品の管理及び帰属

本件業務の成果品はすべて本市の管理及び帰属とし、成果品等を第三者に公表または貸与してはならない。

## 14. 留意事項

市との定期的な進捗確認(最低月 1 回)および随時の協議に応じること

提出物はすべて電子データ及び印刷物(必要部数)で提出すること

個人情報および業務上知り得た情報は厳重に管理し、秘密保持義務を遵守すること

イベント等の実施時には、安全・衛生管理にも配慮し、必要な保険加入等を行うこと